

教職課程

I. 教職課程	80
1) 本学で取得できる免許の種類と教科	
2) 免許取得の条件	
II. 教職課程科目の履修	82
A. 「教職に関する科目」の履修	
1) 「教職に関する科目」の単位修得方法	
2) 免許法に規定する科目と本学開設の授業科目	
3) 「教職に関する科目」と学年配当	
4) 履修上の注意	
5) 教育実習を履修するための条件	
B. 「教科に関する科目」の履修	
III. 教職課程の説明会・ガイダンス	86
1) 教職課程の登録（2年次）	
2) 教育実習校開拓ガイダンス（2年次）	
3) 教育実習事前ガイダンス（3年次）	
4) 教育実習直前ガイダンス（4年次）	
5) 介護等体験	
IV. 教育職員免許状の申請等	88
A. 教育職員免許状取得見込証明書の発行	
B. 教育職員免許状の申請手続・審査・免許状の交付（4年次）	
C. 教育職員免許状の有効期間について	
V. 教科に関する科目の単位修得方法	89

1) 本学で取得できる
免許の種類と教科

本学では教育職員免許取得希望者のために、教職課程を開設している。この課程において取得できる免許の種類と教科は第1表のとおりである。

第1表 本学で取得できる免許の種類と教科

学 部	学 科	中学校教諭一種免許	高等学校教諭一種免許
法 学 部	法 律 学 科	社 会	地 理 歴 史 公 民
経 済 学 部	経 済 学 科	社 会	地 理 歴 史 公 民
	経 営 学 科	社 会	地 理 歴 史 公 民 商 業
文 芸 学 部	国 文 学 科	国 語	国 語
	英 文 学 科	英 語	英 語
	文 化 史 学 科	社 会	地 理 歴 史 公 民
	ヨーロッパ文化学科	ド イ ツ 語 フ ラ ン ス 語	ド イ ツ 語 フ ラ ン ス 語

第2表 入学から免許状取得まで (モデルケース)

学年	時期	関連説明会等	教職に関する科目
1 年次	4 月	教務部ガイダンス	教育原論(必修)(4単位) 教師論(必修)(2単位)
	5 月	介護等体験登録説明会	
2 年次	4 月	教職課程登録説明会	教育史(必修)(2単位) 教育方法学(必修)(2単位)
	4～7 月	介護等体験事前ガイダンス	特別活動の研究(必修)(2単位)
	5 月～	介護等体験	総合演習(必修)(2単位) 教育心理学(2単位)
	12 月	教育実習校開拓ガイダンス	青年心理学(2単位) } いずれか 1科目 選択必修
3 年次	4 月	教育実習準備	各教科教育法(必修)(4単位) 道徳教育の研究(必修)(2単位)
	11 月	教育実習事前ガイダンス	生徒指導の研究(必修)(4単位)
4 年次	4 月	教育実習直前ガイダンス	教育実習(必修)(3または5単位) ※中学校・高校免許取得希望者は 5単位, 高校免許のみ取得希望者 は3単位
	5 月～	教育実習	教職実践演習(中・高)(必修)(2 単位)
	11 月	教職免許状授与申請手続き	
	3 月23 日	免許状授与	

- 上記科目の他に、「教科に関する科目」および「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」にあたる本学開設科目を修得しなければならない。
- 「総合演習」は2009年度以前入学者対象。
- 「教職実践演習(中・高)」は2010年度入学者対象。

2) 免許取得の条件

中学校・高等学校教諭の免許を取得するためには以下の事柄が必要である。

- ① 基礎資格として学士の学位を有すること（学部を卒業すること）。
- ② 第3表に従い各学校種ごとに規定された単位を修得しなければならない。

第3表 学校種ごとの教職および教科に関する科目の最低必要単位数

	教職に関する科目	教科に関する科目	計
中学校教諭一種	31	28	59
高等学校教諭一種	29	36	65

- ③ 次の第4表の最低修得単位数を充足しなければならない。
なお、いずれの科目も早期履修が望ましい。

第4表 教職および教科に関する科目以外に必要な科目と単位数

教育職員免許法施行規則に定める 科目・最低修得単位数		本学開設の授業科目	本学での 最低 必要単 位数
科 目	単位数		
日 本 国 憲 法	2	憲法Ⅰ（人権）および憲法Ⅱ（統治機構） （2科目必修）※	8
体 育	2	体育実技科目	2
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅲ 英語リスニング&スピーキング（初級） 英語リスニング&スピーキング（中級） 英語リスニング&スピーキング（上級）	2
情報機器の操作	2	コンピュータ・リテラシーA1 コンピュータ・リテラシーA2 コンピュータ・リテラシーB コンピュータ・リテラシーC コンピュータ・リテラシーD コンピュータ・リテラシーE	2

※ 憲法Ⅰ、憲法Ⅱは2007年度より憲法Ⅰ（人権）、憲法Ⅱ（統治機構）に名称が変更となった。

- ④ 中学校免許取得希望者は特別支援学校で2日間および社会福祉施設で5日間の計7日間の介護等体験を行わなければならない（高等学校免許には不要。ただし、教職に就くためには、中学校・高等学校両方の免許を取得することが望ましい）。
- ⑤ 2006年度以前入学者は、免許取得の条件科目等について、学務課に必ず相談すること。

Ⅱ

教職課程科目の履修(2010年度入学者)

A 「教職に関する科目」の履修

1) 「教職に関する科目」の単位修得方法

免許法に規定する中学校、高等学校教諭の免許の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、第5表左欄の教育職員免許法施行規則第6条第1項により定められている。

本学ではこれに対応する授業科目として、第5表右欄の科目を開設している。

2) 免許法に規定する科目と本学開設の授業科目

第5表 免許法に規定する科目と本学開設の授業科目

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設の授業科目		
	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な科目	修得単位数	授業科目名		
第二欄	教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種機会の提供等 	2	教師論		
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	6	教育史		
		<ul style="list-style-type: none"> ・幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) 		教育心理学(障害児教育を含む)		
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項 		青年心理学(障害児教育を含む)		
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 	中12 高6	教科教育法		
		<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の指導法 			道徳教育の研究	
		<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の指導法 				特別活動の研究
		<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動の指導法 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 					
生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 	4	生徒指導の研究(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)			
第五欄	教育実習		中5 高3	社会系教育実習		
第六欄	教職実践演習		2	教職実践演習(中・高)		

3) 「教職に関する科目」と学年配当

第6表 教職に関する科目と学年配当

	授 業 科 目	単 位	学年配当	備 考
	必 修	教 育 原 論	4	1
教 師 論		2	1	
教 育 史		2	2	
特 別 活 動 の 研 究		2	2	
教 育 方 法 学		2	2	
教 科 教 育 法		4	3	
道 徳 教 育 の 研 究		2	3	
生徒指導の研究（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）		4	3	
社 会 系 教 育 実 習		3又は5	4	
教 職 実 践 演 習（中・高）		2	4	
選 択 必 修		教育心理学（障害児教育を含む）	2	2
	青年心理学（障害児教育を含む）	2	2	

4) 履修上の注意

- ① 第6表に掲げる科目（教育原論・教師論を除く）を履修するには、教職課程登録が必要となる。登録者は、学年配当に従い、履修すること。これにより、第7表の「教育実習を履修するための条件」も充足される。
 なお、教育原論を含むこれらの科目の修得単位は、卒業および進級に必要な単位数に加算することは出来ない。
- ② 教科教育法は、取得を希望する免許ごとに履修しなければならない。
- ③ 各教科教育法、社会系教育実習は2コマずつ開講するが、履修登録の際は学科指定があるので注意すること。
 なお、本学部で履修できる各教科教育法の種類は以下のとおりである。

社会：社会科教育法A・B 地理歴史：地理歴史科教育法 公民：公民科教育法

5) 教育実習を履修するための条件

4年次で社会系教育実習を履修するためには、3年次終了までに第7表の「教育実習を履修するための条件」に定める科目を修得していなければならない。

なお、この条件を満たさないと、4年次に教育実習を行うことが出来ず、4年間で教員免許状を取得することが出来なくなるので注意すること。

第7表 「教育実習」を履修するための条件

<p>①教育原論（4単位）②教師論（2単位）③教育史（2単位）④特別活動の研究（2単位）⑤教育方法学（2単位）⑥教育心理学、または青年心理学（2単位）⑦教科教育法（4単位）、計18単位。</p>

B 「教科に関する科目」の履修

免許法に定められた教科に関する科目の単位の修得方法については、第11表以降を参照のこと。

Ⅱ

教職課程科目の履修(2009年度以前入学者)

A 「教職に関する科目」の履修

1) 「教職に関する科目」の単位修得方法

免許法に規定する中学校、高等学校教諭の免許の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、第8表左欄の教育職員免許法施行規則第6条第1項により定められている。

本学ではこれに対応する授業科目として、第8表右欄の科目を開設している。

2) 免許法に規定する科目と本学開設の授業科目

第8表 免許法に規定する科目と本学開設の授業科目

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設の授業科目
	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な科目	修得単位数	授業科目名
第二欄	教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種機会の提供等 	2	教師論
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	6	教育史
		<ul style="list-style-type: none"> ・幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) 		教育心理学(障害児教育を含む) 青年心理学(障害児教育を含む)
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項 		教育原論
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 	中12 高6	教科教育法 道徳教育の研究 特別活動の研究
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 		教育方法学
第五欄	生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 	4	生徒指導の研究(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 		
第六欄	総合演習		2	総合演習
第六欄	教育実習		中5 高3	社会系教育実習

3) 「教職に関する科目」と学年配当

第9表 教職に関する科目と学年配当

	授 業 科 目	単 位	学年配当	備 考
	必 修	教 育 原 論	4	1
教 師 論		2	1	
教 育 史		2	2	
特 別 活 動 の 研 究		2	2	
教 育 方 法 学		2	2	
総 合 演 習		2	2	
教 科 教 育 法		4	3	
道 徳 教 育 の 研 究		2	3	
生徒指導の研究（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）		4	3	
社 会 系 教 育 実 習		3又は5	4	
選 択 必 修	教育心理学（障害児教育を含む）	2	2	}いずれか1科目必修
	青年心理学（障害児教育を含む）	2	2	

4) 履修上の注意

- ① 第9表に掲げる科目（教育原論・教師論を除く）を履修するには、教職課程登録が必要となる。登録者は、学年配当に従い、履修すること。これにより、第10表の「教育実習を履修するための条件」も充足される。
なお、教育原論を含むこれらの科目の修得単位は、卒業および進級に必要な単位数に加算することは出来ない。
- ② 「総合演習」は、予備申請対象科目のため、予備申請期間中にWeb申請する必要があるので十分注意すること。
- ③ 教科教育法は、取得を希望する免許ごとに履修しなければならない。
- ④ 各教科教育法、社会系教育実習は2コマずつ開講するが、履修登録の際は学科指定があるので注意すること。
なお、本学部で履修できる各教科教育法の種類は以下のとおりである。

社会：社会科教育法 地理歴史：地理歴史科教育法 公民：公民科教育法

5) 教育実習を履修するための条件

4年次で社会系教育実習を履修するためには、3年次終了までに第10表の「教育実習を履修するための条件」に定める科目を修得していなければならない。

なお、この条件を満たさないと、4年次に教育実習を行うことが出来ず、4年間で教員免許状を取得することが出来なくなるので注意すること。

第10表 「教育実習」を履修するための条件

①教育原論（4単位）②教師論（2単位）③教育史（2単位）④特別活動の研究（2単位）⑤教育方法学（2単位）⑥総合演習（2単位）⑦教育心理学、または青年心理学（2単位）⑧教科教育法（4単位）、計20単位。
--

B 「教科に関する科目」の履修

免許法に定められた教科に関する科目の単位の修得方法については、第11表以降を参照のこと。

教職課程に取り組むにあたっては、以下の説明会・ガイダンス等に必ず出席すること。

また、事務手続きを円滑に済ませると共に、これから実施していく事柄について、充分時間を掛けて準備していかなくてはならない。

1) 教職課程の登録 (2年次)

教育職員免許の取得を希望する学生は、2年次に教職課程の登録手続きを行わなければならない。この登録手続きを怠ると、教職課程の科目の履修が出来なくなるばかりでなく、教職課程で不可欠な教育実習、介護等体験、免許状申請等も行っていくことができない。

本年度は、次の日程で説明会を開催する。

日 時	2010年4月1日(木) 13:00
場 所	322教室
対 象	2年次生(学生証を持参のこと)

(注) 来年度の登録説明会は、2011年4月上旬に行う予定である。日程等については、2010年12月に掲示等にて連絡する。

〈教職課程費〉

※課程登録にあたっては、教職課程費(33,000円)を所定の期間に納入しなくてはならない。一度納入した教職課程費は、いかなる事情があっても返還しない。また、課程登録後やむを得ず辞退する場合は、すみやかに教務部学務課で辞退の手続きをすること。

2) 教育実習校開拓ガイダンス(2年次)

4年次に2~4週間の教育実習をするためには、学生自ら実習校を開拓しなければならない。そのために2年次後期に出身校に教育実習の依頼をし、受け入れの可否を確認することとなる。このとき内諾を得た場合は、その旨を大学(教務部学務課)に報告すること。大学より直ちに実習校に依頼状を送付し、その返事として実習校から「受入承諾書」が大学宛に届いて、はじめて4年次の実習が可能となる。

また、3年次には、4月初旬に2年次に内諾を得た教育実習校と再度連絡をとり、あらためて挨拶をし、書類等必要事項の確認をすることとなる。その結果を教務部学務課に報告し、今後の手続きを進めていくこととなる。

なお、本年度の実習校開拓ガイダンスは、下記の日程を予定している。2012年度教育実習を希望する者は必ず出席すること。

日 時	2010年12月開催予定。別途、掲示等にて連絡する。
場 所	未定
対 象	2年次生(学生証を持参のこと)

3) 教育実習事前ガイダンス(3年次)

一般的に教育実習は、4年次の4~6月に実施することになる(実習校によっては、秋になることもある。)3年次で学習した教科教育法が理論的なアプローチとすれば、教育実習は、文字通り実践的なアプローチといえよう。教育実習は、通年授業のなかで2~4週間、大学を離れて中学校または高等学校という教育現場で行われる授業であり、本学では事前および事後の指導が教科教育法および教育実習担当者により綿密に行われている。

本説明会では、実習生受入校から実習への心構えや諸注意について、また今年度に実習を経験した学生から体験談・アドバイス等を講演して貰うので、来年度の教育実習に向けての準備に役立てて欲しい。2011年度に教育実習を予定している者は必ず出席すること。

日 時 2010年11月開催予定。別途、掲示等にて連絡する。

場 所 未定

対 象 3年次生（学生証を持参のこと）

4) 教育実習直前ガイダンス（4年次）

講師による教育実習全般の諸注意、教育実習日誌の記入方法等についての指導、および学務課から教育実習日程等の連絡、教育実習日誌配付等の事務連絡を行う。今年度の教育実習予定者は、必ず出席すること。

日 時 2010年4月13日(火) 18:00

場 所 322教室

対 象 4年次生（学生証を持参のこと）

5) 介護等体験

「介護等体験特例法」（平成9年法律第90号）および「介護等体験特例法施行規則」（平成9年文部省令第40号）の施行により、中学校教育職員免許の取得を希望する学生は、入学から卒業までの間に社会福祉施設（老人ホームや生活訓練施設等）で5日間、特別支援学校で2日間、合計7日間介護・介助を行うことが義務付けられている。

これに伴い本学では、下記のとおり説明会・ガイダンスを開催する。

① 介護等体験登録説明会

日 時 2010年6月開催予定。別途、掲示等にて連絡する。

場 所 未定

対 象 2011年度介護等体験希望者
（学生証を持参のこと）

② 介護等体験事前ガイダンス

日 時 2010年4月14日(水) 18:00

場 所 322教室

対 象 昨年度登録手続きを済ませて、今年度体験を予定している者
（学生証を持参のこと）

③ 介護等体験直前ガイダンス

日 時 2010年6月開催予定。別途、掲示等にて連絡する。

場 所 未定

対 象 昨年度登録手続きを済ませて、今年度体験を予定している者
（学生証を持参のこと）

IV

教育職員免許状の申請等

A 教育職員免許状取得見込証明書の発行

教員採用試験等に必要な標記証明書は証明書自動発行機で発行する。

B 教育職員免許状の申請手続・免許状の交付（4年次）

本年度卒業見込みの4年次生は、本学を通して東京都教育委員会にて教職免許取得に必要な単位数の審査を受けることができる。この審査に合格した者については、卒業式当日に免許状が交付される。

免許取得に必要な単位を修得し、卒業確定した者については、卒業確定者発表と同時に免許取得者の名簿を掲示する。

本件に関する関連事項の手続きとおおよその日程は次のとおりである。詳細は、教職課程掲示板にて確認すること。

なお、この手続きを怠ると個人申請することになるので注意すること。

免許状記載項目等の確認作業（4年次の10月～11月）

また、免許取得後における教育職員免許状授与証明書の発行、免許状の書き換え、再交付等は、免許状授与権者である東京都教育委員会に各人が行うこと。問い合わせ先は、次のとおりである。

東京都教育庁人事部選考課 免許係

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

TEL：03-5320-6788 FAX：03-5388-1729

C 教育職員免許状の有効期間について

2007年6月の改正教育職員免許法の成立により、2009年4月より教員免許更新制が導入されることになり、2009年4月以降に授与された教員免許状には、10年間の有効期間が定められる。

本学では、卒業式当日に教員免許状を交付しているが、2010年3月の卒業生から、有効期間付の教員免許状となる。

第11表 教科に関する科目と最低必要単位数（社会）

系 列	免許法による規定		学 年 配 当			本学で の最低 必要 単位数	
	教科に関する科目	最低修得 単位数	1 年	2 年	3・4 年		
1	日本史および外国史	1以上	ヨーロッパ文化史	○※ 日本史概説 国際政治史 ※ 西洋文化史 ※ 東洋文化史 ※ 日本文化史 ※ 文化史特殊講義Ⅰ ※ 文化史特殊講義Ⅱ ※ 文化史特殊講義Ⅲ ※ 歴史学特殊講義Ⅰ ※ 歴史学特殊講義Ⅱ ※ 歴史学特殊講義Ⅲ	○※ 外国史概説 アメリカ政治外交史 日本政治外交史 法思想史 法制史	8	
2	地理学 (地誌を含む。)	1以上		○※ 地誌学 ○※ 地理学講義 ※ 人文地理学	※ 経済地理学	8	
3	「法学, 政治学」	1以上	○ 法学への誘い 刑法Ⅰ(総論) 憲法Ⅰ(人権) 民法Ⅰ(総則) 民法Ⅳ (債権各論)	企業法概論 行政学 行政法Ⅰ 刑法Ⅱ(各論Ⅰ) 憲法Ⅱ(統治機構) 国際関係論 国際私法Ⅰ 国際法Ⅰ 司法制度論Ⅰ 政治学原論 民法Ⅱ(物権) 民法Ⅲ(債権総論) 民法Ⅴ(親族・相続)	E U法 会社法A 会社法B 会社法C 環境法 行政法Ⅱ 経済法Ⅰ 経済法Ⅱ 刑事政策 刑事訴訟法 国際経済法 国際私法Ⅱ 国際組織法	国際取引法 国際法Ⅱ 税法Ⅰ 税法Ⅱ 知的財産法 地方自治法 倒産法 比較政治学 不動産法 民事執行法 民事訴訟法 労働基準法 労働組合法	2
4	「社会学, 経済学」	1以上			○ 経済原論 公共経済学Ⅰ 公共経済学Ⅱ 財政学Ⅰ 財政学Ⅱ	社会政策 社会保障法 消費者法Ⅰ 消費者法Ⅱ 法社会学	4
5	「哲学, 倫理学, 宗教学」	1以上		△※ 宗教学講義 △※ 哲学講義 △※ 倫理学講義 ※ 哲学史特殊講義	法哲学	4	

- [注] 1. 各系列とも、「本学での最低必要単位数」を満たしつつ、全体として28単位以上を修得すること。
 2. ○印の科目は必修，△印の科目は1科目選択必修である。
 3. ※印の付いた科目は，卒業・進級に必要な単位には加算されない。

第12表 教科に関する科目と最低必要単位数（地理歴史）

法律学科

教科「地理歴史」36単位

系 列	免許法による規定		学 年 配 当			本学で の最低 必要 単位数
	教科に関する科目	最低修得 単位数	1 年	2 年	3・4 年	
1	日本史	1以上		○※ 日本史概説 ※ 文化史特殊講義Ⅰ ※ 文化史特殊講義Ⅱ ※ 文化史特殊講義Ⅲ ※ 日本文化史 ※ 歴史学特殊講義Ⅰ ※ 歴史学特殊講義Ⅱ ※ 歴史学特殊講義Ⅲ	日本政治外交史	4
2	外国史	1以上	ヨーロッパ文化史	国際政治史 ※ 西洋文化史 ※ 東洋文化史	○※ 外国史概説 アメリカ政治外交史 法思想史 法制史	4
3	人文地理学 及び 自然地理学	1以上		○※ 人文地理学 ○※ 地理学講義	※ 経済地理学	8
4	地誌	1以上		○※ 地誌学		4

- [注] 1. 各系列とも、「本学での最低必要単位数」を満たしつつ、全体として36単位以上を修得すること。
 2. ○印の科目は必修である。
 3. ※印の付いた科目は、卒業・進級に必要な単位には加算されない。

第13表 教科に関する科目と最低必要単位数（公民）

法律学科

教科「公民」36単位

系列	免許法による規定		学 年 配 当			本学での最低必要単位数	
	教科に関する科目	最低修得単位数	1 年	2 年	3・4 年		
1	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1以上	○ 法学への誘い 刑法Ⅰ（総論） 憲法Ⅰ（人権） 民法Ⅰ（総則） 民法Ⅳ（債権各論）	○ 国際法Ⅰ 企業法概論 行政学 行政法Ⅰ 刑法Ⅱ（各論Ⅰ） 憲法Ⅱ（統治機構） 国際関係論 国際私法Ⅰ 司法制度論Ⅰ 政治学原論 民法Ⅱ（物権） 民法Ⅲ（債権総論） 民法Ⅴ（親族・相続）	E U法 会社法A 会社法B 会社法C 環境法 行政法Ⅱ 経済法Ⅰ 経済法Ⅱ 刑事政策 刑事訴訟法 国際経済法 国際私法Ⅱ 国際組織法	国際取引法 国際法Ⅱ 税法Ⅰ 税法Ⅱ 知的財産法 地方自治法 倒産法 比較政治学 不動産法 民事執行法 民事訴訟法 労働基準法 労働組合法	6
2	「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	1以上			○ 経済原論 公共経済学Ⅰ 公共経済学Ⅱ 財政学Ⅰ 財政学Ⅱ	社会政策 社会保障法 消費者法Ⅰ 消費者法Ⅱ 法社会学	4
3	「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	1以上		△※ 宗教学講義 △※ 哲学講義 △※ 倫理学講義 ※ 哲学史特殊講義	法哲学	4	

- [注] 1. 各系列とも、「本学での最低必要単位数」を満たしつつ、全体として36単位以上を修得すること。
 2. ○印の科目は必修，△印の科目は1科目選択必修である。
 3. ※印の付いた科目は，卒業・進級に必要な単位には加算されない。